【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（法第二章の規定を適用する有価証券）

**第二条の八**　法第三条第二号に規定する政令で定めるものは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する社会医療法人債券とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（法第二章の規定を適用する有価証券）

**第二条の八**　法第三条第二号に規定する政令で定めるものは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する社会医療法人債券とする。

（改正前）

（法第二章の規定を適用する有価証券）

**第二条**　法第三条に規定する企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する社会医療法人債券とする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】

（改正後）

（法第二章の規定を適用する有価証券）

**第二条**　法第三条に規定する企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する社会医療法人債券とする。

（改正前）

（新設）